

佐賀県告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十四年一月六日から平成二十四年二月六日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		
	区	間	の
県道 西島筑邦線	三養基郡みやき町大字天建寺 字七本黒木四一三四番九七地 先から	三養基郡みやき町大字天建寺 字四本黒木三三三二番地先 まで	変更前 後の別
	三養基郡みやき町大字天建寺 字七本黒木四一三四番九七地 先から	三養基郡みやき町大字天建寺 字四本黒木三三三二番地先 まで	幅員 メートル
	前	後	延長 メートル
	一五・二 五・一	一三・二 三・七	八五四・〇
	八六五・九	二〇一・六	